

準備運動は何のために

私の教室は運動場のよく見える二階にあり、各クラスの体育授業の様子が伺える。子ども達が集められ、準備運動（ラジオ体操が多い）から始まる。高学年ともなると、運動場を一周走って、それを自分たちで行っている。体育は準備運動から始まり、整理運動で終わる。この一連の流れが体育の授業には存在している。また、研究授業の時のこと、後の協議で、「準備運動はどうなっているのか。」とか、「体操をしたのか。」などとか質問される先生もいる。「そうですね。授業のこの辺が準備運動にあたると思いますよ。」と指導案を見ながら説明する場合もある。

この二つの例の意識の裏には、準備運動をする最大の理由が、「それをしなければ万一事故が起きた場合、責任を問われるだろう。」だから行う準備運動でしかない。準備運動をするしないが、実際の事故で果たして問われているのか？過去の事故判例をもとに確かめることから、体育の事故では、何が争点となり、どのような判決が下されているのか、そこから何が見えるのかを考察することが本稿の目的である。

過去の事故判例から

体育授業中での負傷事故、授業でのスキー事故、全校マラソンでの死亡事故、水泳での溺死、クラブ中の事故など、起きては欲しくない事故と常に隣り合わせで教師は授業を進めている。起きては欲しくない事故が起こると、個人の権利意識が高まりつつある近年、比較的容易に事故についての賠償責任が追及される傾向にある。原告は、事故の当事者かその家族であり、被告は、担当の教師、学校長、教育委員会、あるいは、設置者である市町村である。

裁判所は双方の主張を聞いた上で、

- ・事故が起こったその場の状況
- ・事故に至る直接的な原因は何か
- ・被告の過失、被害児童の過失
- ・事故現場の管理状況
- ・学校側の救護義務がどうであったか

などの争点で判決が下される。

例えば、高校のマラソン大会で心不全が原因による死亡事故では、原告は、安全保護義務（事前の健康チェック、看護・救護体制、転倒者・落後者有無の調査確認の安全保護義務）違反によるものであるとして、学校に対して損害賠償の請求を行っている。

この裁判では、安全保護義務については、「生徒の安全保護に万全を尽くしたものと認め難く…」と学校の安全保護義務違反を認めつつも、「一般的には心不全を起こすことを予測できないこと、死因となった急性心不全の原因は、現代医学において解明されておらず、不明であり、急性心不全と学校の安全義務との相当因果関係があるものとは認められない。」として、原告の請求を棄却している。

不可抗力であるスポーツ事故については、「危険の同意」と言う法理がある。これは、「スポーツに参加する者の故意または、重大な過失によるものでない以上、事故によって他人の権利侵害があっても法的責任がない。」と言うことだが、先の判例もこれに基づいて判断され、ここを見る限りでは、教師は法に守られていると言えるだろう。過去の事故判例の場合、不可抗力な事故に対しては、教師の責任追及がなされない場合が多いのである。

しかし、事故が起こったときの看護、救護体制や争点となることも必須である。だからと言うのではないが、事故が起きたとき早急に事故に対して対処できる体制づくりが必要である。また、必要最低限の事故に対する知識（特に水泳の蘇生法や救助法など）を持ち合わせていなくてはならない。また、いくつかの判例を見たが、準備運動が争点となり、判決が下される事例は、見あたらなかった。

「子どもの権利」としての「安全」

不可抗力の事故に対して、教師の責任追及はなされない場合が多いものの、学校体育における事故も、未然の配慮によって防げる場合も多いと考える。その幾つかの例を挙げると、例えば、水泳が合体で行われて、大多数の子どもが一度に泳がれている場合が多い。人数を少なくし、子どもを十分に監視できる人数で、授業を行うことを優先されるべきだろう。運動会では、観衆に見せるが為に、行き過ぎた何段ものピラミッドを作ることが多いこと（教師の過失が問われた判決がある）。耐寒マラソンでは、どんな寒い日であろうと、半袖、半ズボンで走らせることの検討や、あるいは、耐寒マラソンの距離も小学生の子どもにとってどれくらいの距離を走らせることが妥当なのかを科学的に検証されなくてはならない。

事故を防ぐことや、子どもの「安全」を守ると言うこと＝「子どもの権利」を保障すると捉えたい。教師が「子どもの権利」を意識することである。その意識のない形が、体育教師の体罰事件や部活での制裁事件となって表出している。小学校では、炎天下の運動場で何度も同じ行進の練習をさせていることもこれにあたるだろう。

子どもが自分の体調によって、する、しないの決定権を持たせることや、そのような自己申告を周りが認める雰囲気をつくるのが大切であると考えられる。今ある体育授業、体育的行事についても、「子どもの権利」と言う視点から見直すことが必要ではないだろうか。